

第2章 環境の現状と課題

1 市の概要

(1) 位置・地勢

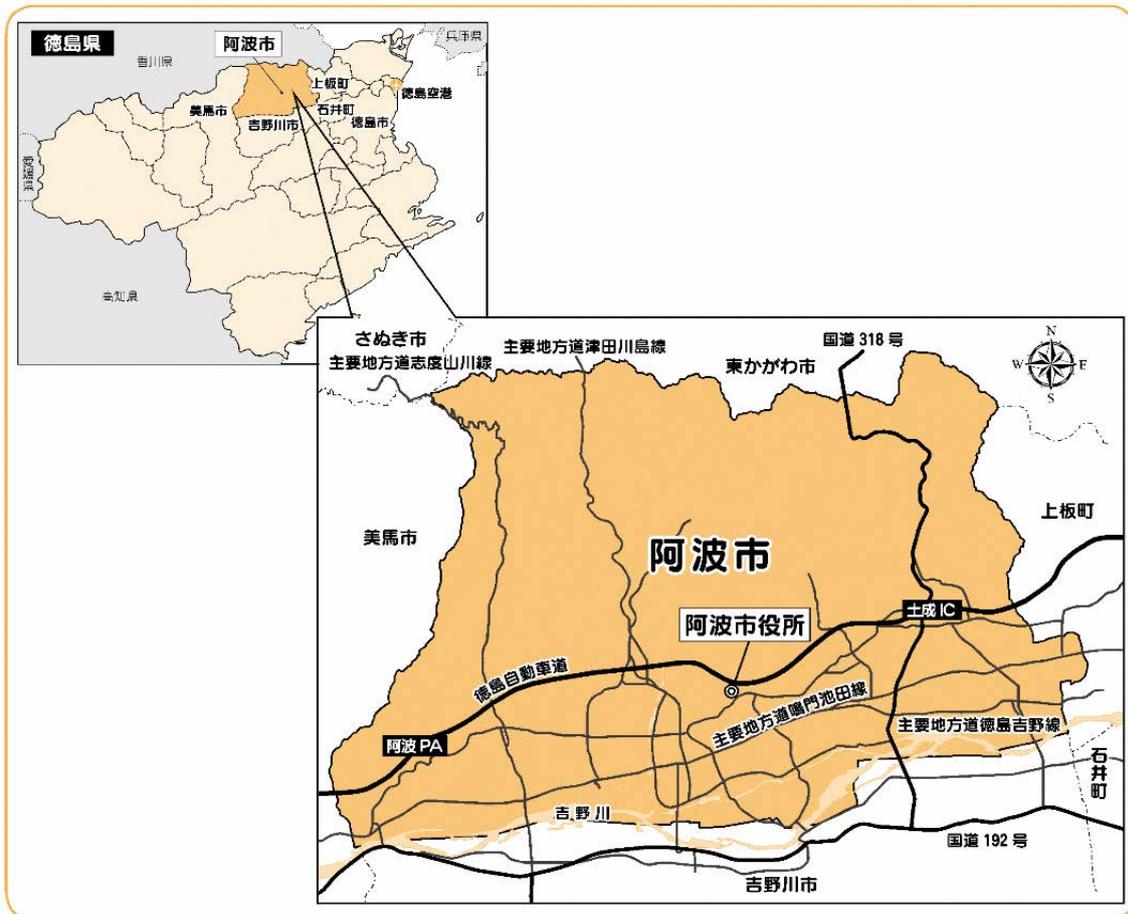
本市は、徳島県の中央北部に位置し、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県東かがわ市に接しています。

北部の県境には、讃岐（阿讃）山脈の山々が連なり、これらを源とする河川が南へ流れ、南面傾斜の扇状地を形成しています。

また、南部には、四国最大の河川・吉野川が流れ、その北岸に広がる平野部は、温暖な気象条件と肥沃な土壌に恵まれた農業がとて盛んな地域です。

総面積は 191.11 k m^2 で、徳島県の 24 市町村の中で、8 番目に広い面積となっています。

可住地面積は、89.78 k m^2 で、可住地面積割合は 47.0% となり、徳島県内でも平野部の多い地域といえます。



(2) 人口・世帯数

2015(H27)年国勢調査による人口は37,202人、世帯については13,108世帯で、1世帯当たりの人数の平均は2.8人となっています。

2010(H22)年国勢調査の39,247人から2,045人減少し、増減率は-5.2%となっています。

今後は、核家族化の進行や単身世帯が増えることが予想され、世帯の構成人数が減っていくと考えられています。

(単位：人、%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		42,388	41,076	39,247	37,202
年少人口 (15歳未満)		5,741 (13.5)	5,113 (12.4)	4,595 (11.7)	4,134 (11.1)
生産年齢人口 (15~64歳)		26,219 (61.9)	24,908 (60.6)	23,267 (59.3)	20,593 (55.4)
高齢者人口 (65歳以上)		10,424 (24.6)	11,054 (26.9)	11,305 (28.8)	12,427 (33.4)



注) 総人口には、平成12年に4人、平成17年に1人、平成22年に80人、平成27年に48人の年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

(3) 気象

気候は、瀬戸内式に属し、温暖で降雨量が比較的少ない地域となっています。

国土交通省の岩津観測所（阿波市岩津）と中央橋観測所（阿波市柿原）における、過去10ヶ年（2007年～2016年）の年降水量の推移を示します。10ヶ年の平均年降水量は岩津 1,309mm、中央橋 1,279mm で、大きな差はみられず、2011年は特に多かったことがわかります。

年降水量の推移



出典：国土交通省水文水質データベース

(4) 地形・地質

地質構造は、讃岐（阿讃）山脈南側の崖錐部（急斜面または崖の脚部につくられる半円錐状の堆積地形部のこと）に日本を縦断（分断）する中央構造線があり、それに沿った中央構造線活断層系と呼ばれる活断層のうちの神田断層、父尾断層が本市を東西に走っています。

特筆すべき地形として1934年5月1日に国定天然記念物に指定された「阿波の土柱」が挙げられます。阿波市阿波町の切戸から阿讃山麓にかけて、土柱層と呼ばれる礫層が分布しており、「土柱」はこの礫層が降雨などで浸食されることにより形成されています。

（阿波市の地質と地形：阿波学会紀要第56号2010年7月）

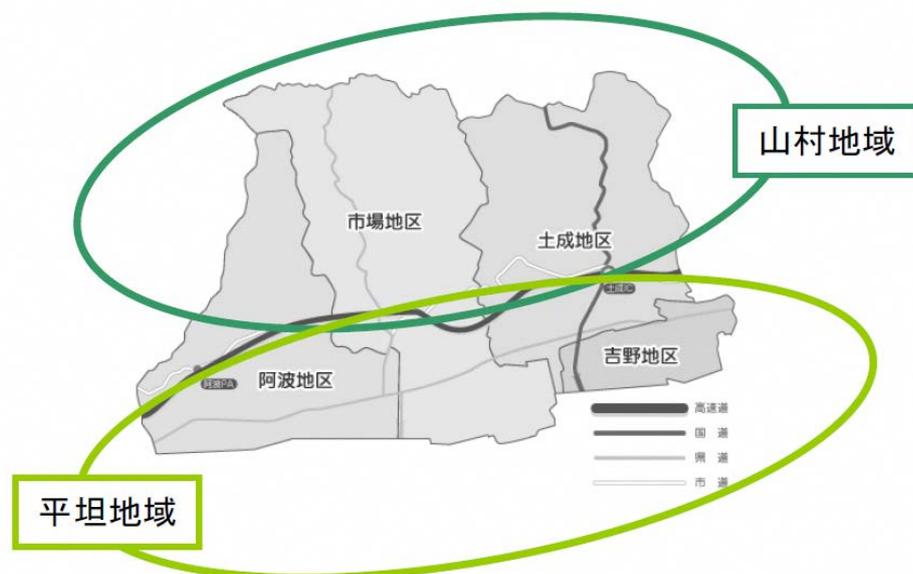
(5) 土地利用

本市の市土の利用区分は、阿波市国土利用計画（平成24年3月）により、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の7つの地目別に区分し、次に示すとおりとなっています。

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	平成22年 (ha)	平成30年 (ha)	構成比 (%)	
			平成22年	平成30年
農用地	4,122	4,038	21.6	21.1
農地	4,112	4,028	21.5	21.0
採草放牧地	10	10	0.1	0.1
森林	10,073	10,067	52.7	52.7
原野	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	1,613	1,615	8.4	8.4
道路	623	661	3.3	3.5
宅地	1,098	1,140	5.8	6.0
住宅地	794	833	4.2	4.4
工業用地	56	57	0.3	0.3
その他の宅地	248	250	1.3	1.3
その他	1,568	1,576	8.2	8.3
合計	19,097	19,097	100.0	100.0

阿波市国土利用計画(平成24年3月)



2 自然共生

(1) 森林

本市の森林面積は、101.21 k㎡で、市全体の約53%が森林です。このうち、スギやヒノキなどの針葉樹がその半数を占めています。残りの天然林は、シイ、カシ、ナラ類などの広葉樹がその多くを占めています。



こうした豊かな森林環境は、水源のかん養や生物多様性の保全、土砂災害の防止などの多様な公益的機能を有しており、適正な維持管理が必要です。

本市の森林については、「阿波市森林整備計画」に基づき、将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林業生産基盤の充実や計画的な森林施業を促進し、同時に、市土の保全や水源のかん養、地球環境の保全などの森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進、森林空間の総合的利用に努めることとされています。

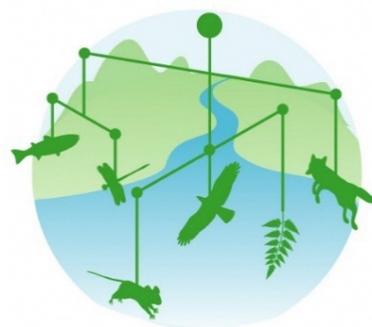
しかし、林業従事者の高齢化や担い手不足、木材価格の長期低迷による採算性の悪化などにより、適正な森林管理が難しい状況にあり、森林の持つ水源かん養機能などの喪失が危惧されます。



(2) 河川

本市には、一級河川吉野川に流れ込んでいる伊沢谷川、日開谷川、宮川内谷川などの支流があります。

市域の約5割を占める豊かな森林から供給された水が、多くの河川に流れ、人々の暮らしを支えるとともに、多くの動植物の生息・生育環境となっているなど、市内には水循環が行われる環境が整っています。



(3) 動植物

①動物

合併前の町史に基づき、動物について整理したものを示します。

なお、特定外来生物として、魚類のカダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、タイリクバラタナゴ、カムルチー、ソウギョ、ナイルティラピア、両生類のウシガエル、哺乳類のアライグマが生息しています。

阿波市の動物

	阿波町	市場町	土成町	吉野町
哺乳類	19種	25種	20種	9種
鳥類	50種程度	85種	66種程度	54種
爬虫類	10種	10種	9種	6種
両生類	12種	10種	10種	6種
魚類	23種	42種	18種	—
貝類	45種	12種	36種	—
昆虫類	チョウ77種 トンボ55種	甲虫54種 トンボ53種 水生昆虫65種	—	—
クモ類	104種	134種	—	—
出典	阿波町史	市場町史	土成町史	吉野町史

「—」は記載がないことを示す。



市の鳥 ウグイス

② 植物

野神の大センダンが国の天然記念物に、案内神社の大クス、境目のイチョウ、尾開のクロガネモチと大野島のフジとクスが県の天然記念物に指定されています。

また、アサザ（浦之池群生）と柿原小学校のユーカリが市の天然記念物に指定されています。特定外来生物は、オオカワヂシャ、アレチウリが生育しています。



野神の大センダン



案内神社の大クス



境目のイチョウ



尾開のクロガネモチ



アサザ（浦之池群生）



柿原小学校のユーカリ

(4) 自然景観・歴史文化遺産

史跡や神社仏閣等は、本市の歴史や文化を物語る地域固有の景観資源として、周辺環境も含めた景観の保全・活用が図れる場所です。

本市には、国の天然記念物である「阿波の土柱」や1級河川吉野川の「柿原堰」、奥宮川内県立自然公園、土柱高越県立自然公園など、自然や風土とふれあえる自然景観と、秋月城址や「四国霊場札所」の十楽寺・熊谷寺・法輪寺・切幡寺など、貴重な文化財や名所旧跡が点在し、人々を癒す資源があります。



阿波の土柱



吉野川の「柿原堰」



四国霊場7番札所 十楽寺



四国霊場8番札所 熊谷寺



四国霊場9番札所 法輪寺



四国霊場10番札所 切幡寺

阿波市 国・県・市指定文化財一覧

指定別	種別	名称	所在地
国 (3)	重要文化財 (1)	切幡寺大塔	阿波市市場町切幡字観音
	天然記念物 (2)	野神の大センダン	阿波市阿波町野神
		阿波の土柱	阿波市阿波町北山、桜ノ岡
県 (17)	有形文化財 (11)	熊谷寺仁王門（山門）附石碑	阿波市土成町土成字前田
		熊谷寺大師堂	
		熊谷寺多宝堂	
		熊谷寺中門	
		熊谷寺鐘楼	
		熊谷寺大師堂内厨子	
		千手観音像	阿波市土成町吉田字一の坂
		木造大日如来坐像	阿波市市場町山野上字大西
		銅造誕生釈迦仏立像	
		木造弘法大師坐像	阿波市土成町土成字前田
		やり 銘 康継（紋入）	個人蔵
	史跡 (2)	北岡古墳	阿波市阿波町北岡
		土成丸山古墳	阿波市土成町高尾字熊の庄
	天然記念物 (4)	案内神社の大クス	阿波市吉野町柿原字シノ原
		境目のイチョウ	阿波市市場町大影字境目
		尾開のクロガネモチ	阿波市市場町尾開字日吉
		大野島のフジとクス	阿波市市場町大野島字天神
市 (51)	有形文化財 (29)	西光寺の山門	阿波市阿波町稲荷
		神宮寺茅葺方丈	阿波市土成町吉田字一の坂
		石佛	阿波市高尾字法教田
		弘法大師坐像	阿波市阿波町稲荷
		獅子頭一对	阿波市立土成歴史館
		刀 曾我部元義	個人蔵
		阿波郡之内水田村家数人数	個人蔵
		牛馬御改御帳外二十三件	
		土成町百姓夫役相控帳 外百二十件	阿波市立土成歴史館
		能谷寺の板碑	阿波市土成町土成字前田
		出口の板碑	個人蔵
		阿弥陀立像画像板碑	個人蔵
		阿弥陀三尊来迎画像板碑	阿波市市場町伊月字秀清
		阿弥陀立像画像板碑	阿波市市場町香美字原田
		阿弥陀立像画像板碑	阿波市市場町香美字八幡本
		名号板碑	古虚空蔵堂板碑群

第1章 計画の基本事項

第2章 環境の現状と課題

第3章 計画の目標

第4章 基本施策

第5章 計画の推進

参考資料

指定別	種別	名称	所在地
市	有形文化財	阿弥陀三尊種子板碑	
		阿弥陀三尊種子板碑	
		阿弥陀立像画像板碑	
		阿弥陀三尊種子板碑	
		阿弥陀立像画像板碑	阿波市市場町山野上字大西
		六地藏画像板碑	阿波市市場町山野上字白坂
		大日如来種子板碑	
		阿弥陀立像画像板碑	個人蔵
		阿弥陀立像画像板碑	個人蔵
		阿弥陀三尊種子板碑	阿波市市場町香美字住吉本
		阿弥陀三尊種子板碑	阿波市市場町香美字郷社本
		境目の目当て石	阿波市立土成歴史館
		絹本着色農耕図 「藍田灌水之図」	徳島県立文書館（保管）
		木造地藏菩薩半跏像	阿波市吉野町柿原字谷
		無形民俗文化財 (2)	御所神社の獅子舞
	案内神社獅子舞		阿波市吉野町柿原字シノ原
	史跡 (18)	土御門上皇行宮跡	阿波市土成町吉田字御所屋敷の一
		浦之池	阿波市土成町浦池字万代
		秋月城跡	阿波市土成町秋月字乾
		安国寺跡	阿波市土成町秋月字明月
		穴薬師古墳	阿波市土成町土成字南原
		細川和氏の墓	阿波市土成町秋月字明月
		土御門上皇終焉伝説地	阿波市土成町宮川内字上畑
		秋月城社の跡	阿波市土成町秋月字乾
		土御門上皇女御嵯峨庵跡	阿波市土成町宮川内字下山田
		秋月城的場の跡	阿波市土成町秋月字乾
		原田城跡	阿波市土成町吉田字北門
		秋月城竈跡	阿波市土成町秋月字乾
		郡城跡	阿波市土成町郡字西ノ宮
		尊光寺跡	阿波市土成町浦池字九王谷
		岩屋古墳	阿波市土成町高尾字向山
		椎ヶ丸古墳	阿波市土成町吉田字椎ヶ丸
		蛭子瓦窯跡	個人所有
流慶塾跡		阿波市市場町尾開字日吉	
天然記念物 (2)	アサザ（浦之池群生）	阿波市土成町浦池字万代	
	柿原小学校ユ-カリ	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ	

(5) 農業環境

本市は、吉野川北岸に広がる平坦で肥沃な土地や温暖な気候、京阪神都市圏に近い立地条件を生かし、レタスやナス、トマト、エンドウ、キャベツ、ブドウをはじめ、高品質な農産物を供給する県下有数の農業のまちとして発展してきました。

現在、J A 系統での農産物出荷高が17品目にわたり徳島県内第1位となっているほか、乳用牛・豚の飼養頭数も県内第1位となっています。

本市では、豊富な農産物を生かした加工品が生産されているほか、学校給食においては、市内4つのJ A（農業協同組合）との連携による、地産地消の取り組みも積極的に行われています。

また、健康に害を及ぼさない安心・安全な食材として、有機農業や自然農法があります。安心安全な野菜などを求める考えも必要です。



しかし、少子高齢化が進み、田園区域から主要地方道沿線へと人口と資本が集積する傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃化や管理放棄森林などの未利用地が増加傾向にあります。農地の耕地面積は、毎年減少傾向にあり、平成17年と平成28年を比較すると220ha（5.6%）減少しています。平成27年の

地目別構成比は、田が2,222ha（85.1%）、畑が306ha（11.7%）、樹園地が83ha（3.2%）となっています。

耕作放棄地面積（総農家）は、増加傾向にあり、平成17年と平成27年を比較すると、24ha（14.8%）増加しています。

市民の生活や産業活動などのあらゆる活動の共通の基盤であり、限られた資源であり、荒廃した農地に

害虫が発生し、生活環境に支障をきたさないよう、農地を有効に利用するための適切な管理が求められています。



耕地面積の推移

単位：ha

年次	平成17年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
耕地面積	3,930	3,830	3,810	3,790	3,770	3,710

資料：農林水産省耕地面積調査

3 安全安心・快適

(1) 水質

①公共用水域

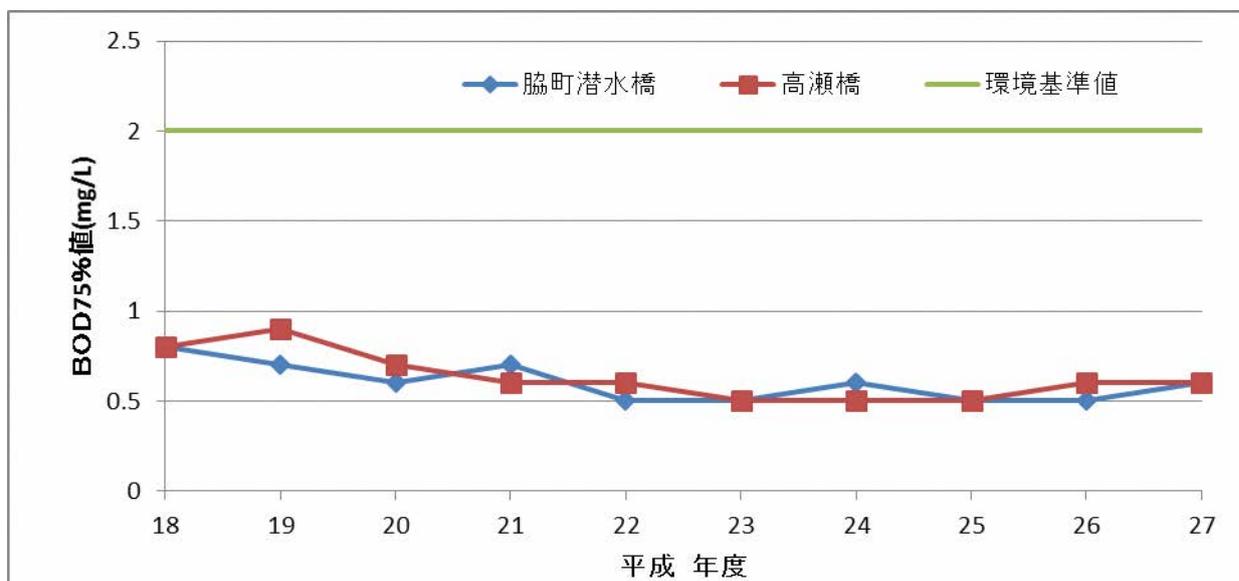
環境基本法では、水質汚濁に関して「人の健康の保護に関する環境基準」〔健康項目〕と「生活環境の保全に関する環境基準」〔生活環境項目〕を定めています。

健康項目は、河川などのすべての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については、水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

河川では、生活環境項目の汚れの指標であるBODにより、環境基準の評価を行っていますが、市内では吉野川水域がA類型に指定されています。

吉野川の上流「脇町潜水橋」と下流「高瀬橋」の水質を示します。

いずれの地点も、平成18年から27年の10年間は、環境基準を達成しており、今後も良好な環境で推移するとみられます。



生物学的酸素要求量（BOD）濃度の経年変化

公共用水域水質測定結果（徳島県）より作成

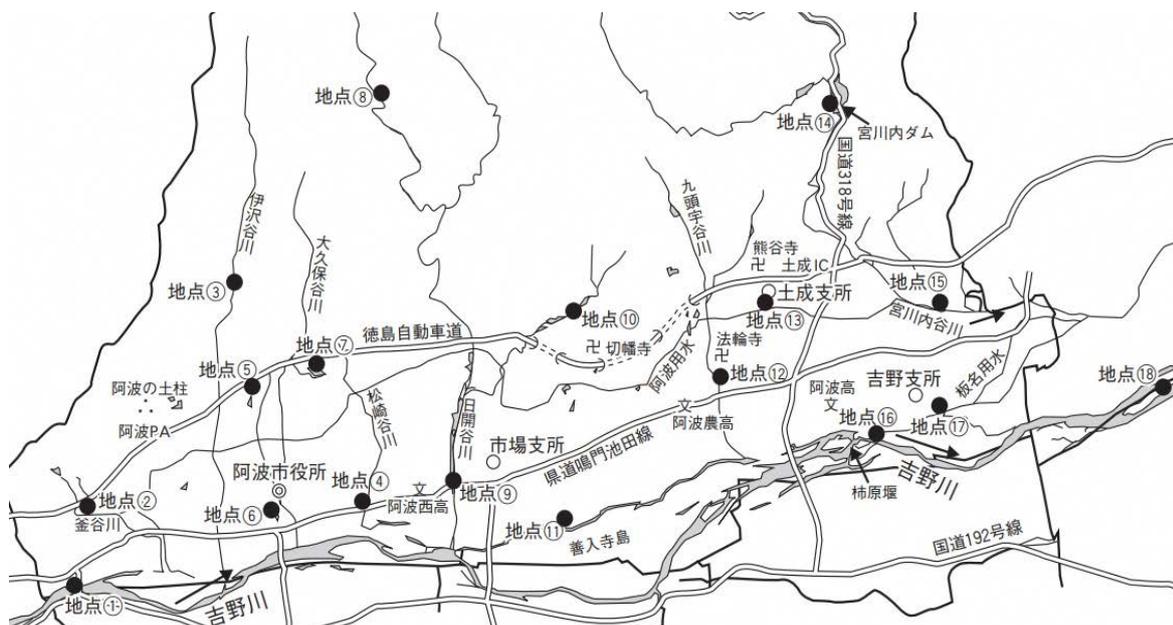
また、阿波学会の学術研究として、2009年8月と10月の2回、阿波市周辺の一級河川吉野川の本流とその支流や農業用水路13地点、ため池・貯水池5地点の計18地点において水質調査が実施されています。

その結果に対して阿波学会紀要において以下の記述があります。

吉野川本流や分流の4地点、その他の支流については、生物化学的酸素要求量（BOD）がほぼ2mg/L以下になっており、pH、溶存酸素（DO）などの結果を総合してやや良好ないし中程度の水質レベルであった。一部では窒素（T-N）や全リン（T-P）がそれぞれ2.0mg/L、0.1mg/L以上の比較的高濃度で検出されるなど、人畜由来と考えられる水質汚濁が様々なところで観察された。特に、未処理の雑排水が多く流れ込む小河川では水質汚濁が明らかで、加えて伊沢谷川や日開谷川などでも水質汚濁の痕跡がみられた。ため池についても、別埜池や蛭田池などで化学的酸素要求量（COD）が3mg/Lを超えたり、T-Pが0.1mg/Lを超えたりするなど水質汚濁は進んでおり、富栄養化による藻類や水草の繁茂も観察された。阿波市では合併処理浄化槽などの污水処理施設の普及が遅れ、6割以上の家庭雑排水や小規模事業場排水は未処理のまま放流されている。豊かで美しい水環境の保全や創生・復活のためには、人畜由来の汚濁負荷を減らすための污水処理普及率の向上が期待される。

阿波学会紀要第56号阿波学会紀要第56号 2010年7月より

阿波市付近の河川、池沼の地図



阿波市を集水域として吉野川へ流入する河川のうち、宮川内谷川、九頭宇谷川、日開谷川、伊沢谷川の4か所で水質調査を行いました。項目は水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）の3項目を選定し、吉野川へ流入する直近における水質を検査しました。

いずれの項目も、吉野川水域のA類型の基準を満足しており、当該4河川が吉野川へ及ぼす影響は小さいことがわかります。

水質調査結果（2017年12月調査）

項目	単位	参考： 環境基準値 A類型	A 宮川内谷川	B 九頭宇谷川	C 日開谷川	D 伊沢谷川
水素イオン濃度 (pH)	-	6.5以上、 8.5以下	7.8	7.7	7.4	8.0
溶存酸素量 (DO)	mg/l	7.5以上	12.1	11.1	10.2	12.6
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/l	2mg/l以下	0.6	0.7	1.1	0.5未満

水質調査地点



②地下水・土壌

地下水の水質と土壌については、環境基本法により人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されています。

本市内では、地下水の水質について、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、国、県及び他市町との協議・調整のもと策定した測定計画に基づき、調査を実施し、汚染状況の監視を行っています。

平成27年度に市内において、次の地下水調査地点で調査した結果、すべての地点・項目で環境基準を達成しています。

土壌については、工場跡地などで土壌汚染の可能性がある場合などについては、土壌汚染対策法に基づき、土地の所有者に対する汚染状況の調査・報告や汚染の除去などが規定されています。

本市では、工場に対して水質汚濁防止法による立ち入り調査や有害物質の取り扱いなどについて指導を行い、土壌汚染の未然防止に努めるとともに、土壌汚染に関する情報の適切な開示がされるよう事業者や土地の所有者に指導を行っています。

なお、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等は本市内にはありません。

地下水調査地点（平成27年度）

地点名	用途	調査区分	備考
大俣井出口	その他	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 5.4mg/L（環境基準 10mg/L）
小倉	その他	概況調査 （ローリング方式）	

公共用水域水質測定結果（徳島県）より作成

継続監視調査：汚染地域における、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認を目的。

概況調査（ローリング方式）：新たな地下水汚染を発見することを目的。

(2) 大気

大気汚染物質は、環境基本法により、維持することが望ましい指標として環境基準が定められています。

阿波市内には、一般的な大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局〔一般局〕は設置されておらず、最寄りの測定局は吉野川市に1箇所設置されています。

阿波市近郊である吉野川測定局の大気環境を見ると、大気環境は良好な状態にあり、観測期間においては環境基準内でした。

大気の観測結果（吉野川測定局：吉野川市鴨島町）

項目	観測値		環境基準値	観測時期
二酸化窒素	年間最大値(ppm)	0.029	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下	2017 (H28) 年度
光化学オキシダント	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	0.037	1時間値が0.06ppm以下	
PM2.5	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.1	1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 かつ 1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
	日平均値の最高値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	39.7*		

※ $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数は1日/358日であった

大気の状態（徳島県）より作成



(3) 騒音・振動

① 一般環境騒音

騒音とは、やかましい音や気にかかる音のことを指しますが、環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい音の大きさとして、地域の類型及び時間の区分ごとに規制基準が設定されています。

本市では、指定地域内における騒音規制法及び徳島県生活環境保全条例で定められた特定施設（騒音発生施設等）を有する工場又は、事業場の事業主には、敷地境界における規制基準遵守が義務付けられています。

1) 工場・事業場に係る（規制）基準値〔敷地境界における基準値〕（単位：デシベル）

時間の区分	騒音（阿波市）			時間の区分	振動（徳島県） ^{5) 6)}	
	昼間	朝・夕	夜間		昼間	夜間
地域の区分	7時～ 19時	5時～7時 19時～22時	22時～ 翌日の5時	地域の区分	7時～ 20時	20時～ 翌日の7時
第一種区域 ¹⁾	50以下	45以下	40以下	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60以下	55以下
第二種区域 ²⁾	55以下	50以下	45以下	第一種住居地域 第二種住居地域	65以下	55以下
第三種区域 ³⁾	65以下	60以下	55以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65以下	60以下
第四種区域 ⁴⁾	65以下	70以下	60以下	工業地域 工業専用地域	70以下 75以下	65以下 70以下
				その他の地域	65以下	60以下

備考 1) 「第一種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。

（阿波市に「第一種区域」の指定はありません。）

2) 「第二種区域」とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。

3) 「第三種区域」とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保持するため、騒音の発生を防止する必要がある地域をいう。

4) 「第四種区域」とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

5) 騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。（ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される。）

6) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

2) 特定建設作業に係る規制基準値 [敷地境界における基準値]

時間帯		騒音(阿波市)
昼間	7時～ 19時	65以下
朝・夕	5時～7時 19時～22時	60以下
夜間	22時～ 翌日の5時	55以下

備考：

騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域以外の地域内に設置された騒音発生工場等において発生する騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	振動(徳島県)
基準値	[1][2][3]	7.5デシベル
作業時間	[1]	午後7時～翌日の午前7時の 時間内でないこと
	[2]	午後10時～翌日の午前6時の 時間内でないこと
1日あたりの 作業時間	[1]	10時間を超えないこと
	[2]	14時間を超えないこと
作業期間	[1][2][3]	連続6日を超えないこと
作業日	[1][2][3]	日曜日その他の休日でないこと

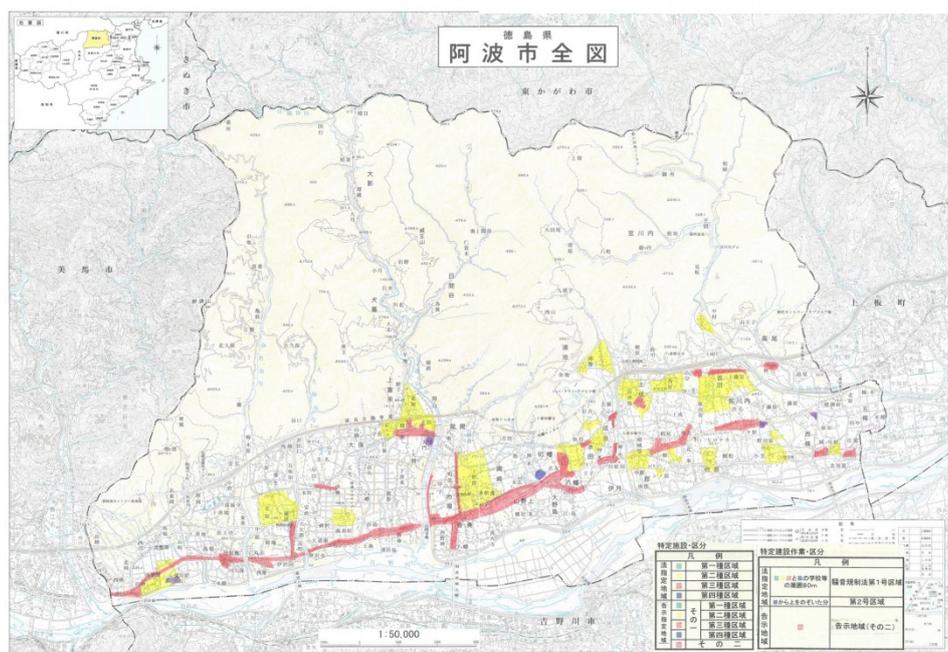
備考：

[1]地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

[2]地域：工業地域（[1]地域のイの区域を除く。）

[3]地域：工業専用地域（[1]地域のイの区域を除く。）



阿波市騒音基準区域図

② 道路交通騒音

道路交通騒音について、交通量の多い幹線道路沿いにおいて騒音測定を実施することとなっていますが、阿波市では対象域がありません。

なお、自動車騒音については、騒音規制法により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれるとき、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策をとるよう要請できる要請限度値が定められています。

阿波市では、2016年度に徳島県道12号鳴門池田線のうち、徳島中央広域連合中消防署前を含む2か所にて騒音測定を行い、沿線の90%以上で環境基準を下回っていました。



(5) 公園・緑地

阿波市では、世界三大土柱といわれ、国指定の天然記念物である波濤^{はとうがだけ}嶽と、その周辺を土柱・高越県立自然公園として指定されています。

遊歩道が整備されており、展望台から阿波市の地形の歴史と世界有数の自然の芸術を体感することができます。

その他にも、自然と触れ合う公園施設があり、レクリエーションやスポーツ、レジャーを楽しむことができる憩いと交流の場があります。



阿波の土柱の遊歩道



土柱山村広場「土柱そよ風広場」



緑の丘スポーツ公園



宮川内ダム公園